

業務災害用

労働者災害補償保険

遺族特別支給金

支給申請書

遺族特別年金

③の死亡労働者の所属事業場名称・所在地欄には死亡労働者が直接所属していた支店、工事現場等を記載すること。

① 労働保険番号 (府県、所管、管轄、基幹番号、枝番号)
② 年金証書の番号 (管轄局、種別、西暦年、番号、枝番号)
③ 死亡労働者のフリガナ、氏名、生年月日、個人番号、職種、所属事業場名称・所在地
④ 負傷又は発病年月日 (年、月、日、午後、時、分)
⑤ 死亡年月日 (年、月、日)
⑥ 災害の原因及び発生状況
⑦ 平均賃金 (円、銭)
⑧ 特別給与の総額(年額) (円)

⑨ 厚生の年金受給関係
⑩ 死亡労働者の基礎年金番号及び厚生年金等の年金証書の年金コード
⑪ 死亡労働者の被保険者資格の取得年月日 (年、月、日)
⑫ 当該死亡に関して支給される年金の種類
厚生年金保険法のイ 遺族年金、ロ 遺族厚生年金
国民年金法のイ 母子年金、ロ 準母子年金、ハ 遺児年金、ニ 寡婦年金、ホ 遺族基礎年金
船員保険法の遺族年金
支給される年金の額、支給されることとなった年月日、基礎年金番号及び厚生年金等の年金証書の年金コード(複数のコードがある場合は下段に記載すること)、所轄年金事務所等

③の者については、④、⑥から⑧まで並びに⑨の⑩及び⑪に記載したとおりであることを証明します。

年 月 日 事業の名称 電話( ) -
事業場の所在地
[注意] ⑨の⑩及び⑪については、③の者が厚生年金保険の被保険者である場合に限り証明すること。
事業主の氏名 (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

Table with 4 columns: 氏名(フリガナ), 生年月日, 住フリガナ, 所, 死亡労働者との関係, 障害の有無, 請求人(申請人)の代表者を選任しないときは、その理由. Includes rows for 請求人 and 請求人(申請人)以外.

⑫ 添付する書類その他の資料名
⑬ 年金の払渡しを受けることを希望する金融機関又は郵便局
金融機関 (支店等を除く。郵便貯金銀行の)
名称、※金融機関店舗コード、銀行・金庫、農協・漁協・信組
フリガナ、※郵便局コード、郵便局コード
所在地 (都道府県、市郡区)、預金通帳番号

遺族補償年金の支給を請求します。
上記により 遺族特別支給金 遺族特別年金 の支給を申請します。
年 月 日
労働基準監督署長 殿
請求人(申請人)の住所 氏名 (印)
個人番号

特別支給金について振込を希望する金融機関の名称 (銀行・金庫、農協・漁協・信組)
預金の種類及び口座番号 (本店・本所、出振所、支店・支所、普通・当座 第 号、口座名義人)

## 様式第 12 号(裏面)

### 〔注意〕

- ※印欄には記載しないこと。
- 事項を選択する場合には該当する事項を○で囲むこと。
- ②には、死亡労働者の傷病補償年金に係る年金証書の番号を記載すること。
- ⑥には、どのような場所で、どのような作業をしているときに、どのような物で又はどのような状況において、どのようにして災害が発生したかを簡明に記載すること。
- 平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養のため休業した期間が含まれている場合に、当該平均賃金に相当する額がその期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金に相当する額に満たないときは、当該みなして算定した平均賃金に相当する額を⑦に記載すること。
- ⑧には、負傷又は発病の日以前 1 年間（雇入後 1 年に満たない者については、雇入後の期間）に支払われた労働基準法第 12 条第 4 項の 3 箇月を超える期間ごとに支払われる賃金の総額を記載すること。
- 死亡労働者が休業補償給付及び休業特別支給金の支給を受けていなかった場合には、⑦の平均賃金の算定内訳及び⑧の特別給与の総額（年額）の算定内訳を別紙（様式第 8 号の別紙を使用すること。）を付して記載すること。ただし、既に提出されている場合は除く。
- 死亡労働者が傷病補償年金を受けていた場合には、
  - ①、④及び⑥には記載する必要がないこと。
  - 事業主の証明は受ける必要がないこと。
- 死亡労働者が特別加入者であった場合には、
  - ⑦にはその者の給付基礎日額を記載すること。
  - ⑧には記載する必要がないこと。
  - 事業主の証明は受ける必要がないこと。
- ⑨から⑭までに記載することができない場合には、別紙を付して所要の事項を記載すること。
- この請求書（申請書）には、次の書類その他の資料を添えること。
  - 労働者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類
  - 請求人（申請人）及び請求人（申請人）以外の遺族補償年金を受けることができる遺族と死亡労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本（請求人（申請人）又は請求人（申請人）以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が死亡労働者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類）
  - 請求人（申請人）及び請求人（申請人）以外の遺族補償年金を受けることができる遺族（労働者の死亡当時胎児であつた子を除く。）が死亡労働者の収入によつて生計を維持していたことを証明することができる書類
  - 請求人（申請人）及び請求人（申請人）以外の遺族補償年金を受けることができる遺族のうち労働者の死亡の時から引き続き障害の状態にある者については、その事実を証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
  - 請求人（申請人）以外の遺族補償年金を受けることができる遺族のうち、請求人（申請人）と生計を同じくしている者については、その事実を証明することができる書類
  - 障害の状態にある妻にあつては、労働者の死亡の時以後障害の状態にあつたこと及びその障害の状態が生じ、又はその事情がなくなつた時を証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
- 死亡労働者が特別加入者であった場合には、④及び⑥の事項を証明することができる書類その他の資料を添えること。
- ⑬については、次により記載すること。
  - 遺族補償年金の支給を受けることとなる場合において、遺族補償年金の払渡しを金融機関（郵便貯金銀行の支店等を除く。）から受けることを希望する者にあつては「金融機関（郵便貯金銀行の支店等を除く。）」欄に、遺族補償年金の払渡しを郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から受けることを希望する者にあつては「郵便貯金銀行の支店等又は郵便局」欄に、それぞれ記載すること。  
なお、郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から払渡しを受けることを希望する場合であつて振込によらないときは、「預金通帳の記号番号」の欄は記載する必要はないこと。
  - 請求人（申請人）が 2 人以上ある場合において代表者を選任しないときは、⑩の最初の請求人（申請人）について記載し、その他の請求人（申請人）については別紙を付して所要の事項を記載すること。
- 「事業主の氏名」の欄及び「請求人（申請人）の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。
- 「個人番号」の欄については、請求人（申請人）の個人番号を記載すること。

| 社会保険<br>労務士<br>記載欄 | 作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示 | 氏 名 | 電 話 番 号             |
|--------------------|----------------------|-----|---------------------|
|                    |                      | ⑭   | (            )<br>— |